

埋立地用途変更（普天間飛行場代替施設建設事業）に係る利害関係人の意見書

令和 2年 9月 28日

沖縄県知事 玉城 康裕 様

提出者 所在地：静岡市駿河区大谷 836 静岡大学理学部地球科学科

団体名：日本ベントス学会自然環境保全委員会

代表者氏名：委員長・佐藤慎一

電 話：054-238-4791

E-mail：sato.shinichi.c@shizuoka.ac.jp

利害関係の内容

日本ベントス学会は、海域や淡水域の水底に棲息するベントス（底生生物）を研究対象とする研究者組織（会員数：約 500 名）です。当学会内に設置されている自然環境保全委員会は、当該分野の科学的知見に基づいて環境保全に関する活動を行なっています。当学会は、2014 年 11 月に他の学術団体との連名で、国（防衛大臣、沖縄防衛局長、環境大臣）および沖縄県知事に対して、「著しく高い生物多様性を擁する沖縄県大浦湾の環境保全を求める 19 学会合同要望書」を提出して、大浦湾（辺野古周辺海域）での埋め立て工事の見直しを要望しました。この要望は受け入れられず、現在の埋め立て工事が着工されましたが、ここで改めて学術に身を置く者の責務として、国民の長期的な利益にかかわる「生物多様性保全」の見地から意見を申し上げます。

意 見

【意見】

沖縄県知事は、計画概要変更承認申請を不承認としてください。

【理由】

・今回の設計概要変更に伴い新たに使用されるサンドコンパクションパイル工法とサンドドレーン工法は、諫早湾干拓事業でも実施された結果、海底から大量の泥が押し出され、後のタイラギなど水産有用二枚貝の大量死滅や有害プランクトンであるシャトネラ赤潮の発生につながった可能性が指摘されています。大浦湾辺野古でも、諫早湾と同様に海底の泥の水中への放出（汚濁）と周辺海域への堆積が起こると予想されます。特に海水の透明度が高く栄養塩濃度が低いサンゴ礁生態系において海水の汚濁と泥の堆積が起こった場合、これらの直接的な影響に加えて栄養塩濃度の増加に伴う透明度の低下や有害プランクトンの発生を招く恐れがあり、その悪影響は他の海域よりさらに甚大になると思われます。これほど大規模な工事計画の変更が行われるのであれば、少なくとも「環境影響評価のやり直し」が不可欠です。それなくして工事を強行すれば、取り返しがつかない環境破壊がもたらされる恐れがあります。

・今回の設計概要変更では、埋立に海砂は用いないと明記されているにもかかわらず、「二重鋼管矢板の中詰には、海砂を充当する」とあります。この他にも海砂を他海域から持ち込む予定であれば、海砂を採取された海域の生態系の破壊につながるため、採取元の情報開示を求めるべきです。

・表-2. 11. 12「重要な種の生息環境の変化の程度（海域生物・動物）」において、タイワンキサゴ・ネコガイ・カスミコダマ・イシワリマクラ・サガミツノメエビ・ヒメサンゴ・アミトリセンベイサンゴなどは、生息が確認されたすべての海域で「生息環境の変化が生じるおそれがあると予測されました」と評価されていますが、それに対する検討が何もありません。もし、何も対応しないのであれば、その理由の提示を求めるべきです。なお、他所への移動は人力捕獲の際に少なからず個体に損傷を追わせること、また移動先に元から生息していた個体群にも影響を及ぼすことから、その場所の生態系のバランスを壊す可能性もあるため、これらの対応策にはなり得ません。現在すでに辺野古で行われているサンゴ類や底生動物の移植・移動も、生態系の保全につながることはなく、更なる自然破壊となる危険性が高いので、一刻も早く中止すべきです。

・表-2. 11. 12「重要な種の生息環境の変化の程度（海域生物・動物）」において、ゴマツボモドキ・コベソコミミガイ・セワケガイ・ウスカガミ・ハツヒザクラ・ワカミルガイ・チトセノハナガイ・オリヅルエビ・ムツカドマンジュウイシなどは、改変区域の代替施設本体でのみ生息が確認され、周辺域では生息が確認されておらず、「代替施設本体区域内の個体もしくは生息域は消失します」と評価されています。それにもかかわらず、対策は何も検討されておらず、単に文献による生息環境の特徴のみを記述して、「本種の生息に適した環境は周辺海域にも分布すると考えられ」と判断しています。しかし、周辺海域で生息が確認されていないという事実は、その種にとって生息不適地である可能性が高く、改変区域だけが最後に残された貴重な生息域であることを意味しています。特に、ワカミルガイは沖縄で初めての生息情報の可能性もあります。これらの種の生息が改変区域以外で確認されていない以上、代替施設の建設は見直されるべきです。

西太平洋の熱帯域に発達するサンゴ礁の生態系は、世界中で最も高い生物多様性を擁する場所であり、その保全は国際的な重要課題として認識されています。琉球列島は、その豊かなサンゴ礁生態系の北限に位置しています。しかし、琉球列島の多くの場所では、これまでの沿岸開発による海岸線の改変や、陸上部での開発に伴う赤土などの流出によって、サンゴ礁の生態系が大きく損なわれ、ここで育まれてきた豊かな生物多様性が失われつつあります。そのような中でも、大浦湾の辺野古周辺海域は、サンゴ礁とそれに隣接する多様な自然環境が、これまで大きな破壊を受けることなく残されており、奇跡的に著しく高い生物多様性が保持されています。このようなサンゴ礁生態系は世界に誇るべきものであり、その保全は生物多様性条約の締約国である日本の責務です。

大浦湾は、近隣海域に比べて水深が深く（最大50 m以上）、多様な底質や環境が隣接しあいながら、豊かな生態系を作り上げています。慶良間諸島や八重山諸島のサンゴ礁では見つかっていない数多くの生物が大浦湾に生息しているという事実が、この海域のかけがえのなさを表しています。本事業では、その貴重な海域を埋め立てて地盤改変をするための計画変更を申請しており、本委員会は生態系保全の立場からこれを看過することはできません。

以上の観点から、計画概要変更承認申請を不承認として、計画概要の変更を理由に環境影響評価のやり直しを行い、環境と生態系を次世代に引き継ぐための持続的な開発を目指して、計画そのものを根本から見直すことを強く要望します。

引用：日本ベントス学会ホームページ (<http://benthos-society.jp/hozen.html#oural>)

- 1 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 日本語で記入して下さい。
- 3 本申請書の埋立地の用途変更に関して利害関係を有する者は、意見書を提出することができます。意見書は下記のとおり、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で御提出ください。

なお、ファクシミリ又は電子メールでの提出は、海岸防災課で受け付けます。

(1) 提出期限

○郵送の場合・・・令和2年9月28日（月曜日）当日消印有効

○持参、ファクシミリ又は電子メールの場合

・・・令和2年9月28日（月曜日）午後5時15分まで

(2) 提出先

○〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県土木建築部海岸防災課

・FAX 098-860-3164

・電子メール umetateiken@pref.okinawa.lg.jp

○〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県農林水産部漁港漁場課

○〒905-0015 名護市大南1-13-1 沖縄県土木建築部北部土木事務所維持管理班

○〒905-0015 名護市大南1-13-1 沖縄県農林水産部北部農林水産振興センター農業水産整備課土地改良班